

南砺市安居地区協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、南砺市安居地区協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、南砺市安居地区（以下「地区」という）の自治全般の円滑な運営を図り、地区住民のふれあいを通じて連帯感を高め豊かな人間性と住み良い地域づくりに貢献し、この地区の振興発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、安居交流センター（南砺市安居 199 番地-2）に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の各種団体との情報交換
- (2) 地区の諸問題の調整
- (3) 子育て支援に関する事業の推進
- (4) 高齢者支援に関する事業の推進
- (5) 生涯学習・スポーツに関する事業の推進
- (6) 安全・防災に関する事業の推進
- (7) 上記の(3)～(6)以外に関する事業の推進

(組 織)

第5条 協議会は、次の委員で構成する。

- (1) 自治振興会長及び各区長
- (2) 行政関係の各委員会委員
- (3) 各種団体及びグループ等の代表等
- (4) 協議会で推薦する者及び地域づくり支援員

(役員会及び部会)

第6条 協議会の運営及び事業を円滑に推進するため、次の会を設ける。

- (1) 役員会（協議会の事業の円滑な運営と推進に努める）
- (2) 総務部会（地区内の諸課題について協議する）
- (3) 子育て支援部会
- (4) 高齢者支援部会
- (5) 生涯学習・スポーツ部会
- (6) 安全・防災部会
- (7) 女性部会

(8) 青壮年部会

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (自治振興会長)
- (2) 副会長 2名 (連絡区長、区長)
- (3) 生涯学習リーダー 1名 (兼務可)
- (4) 福祉活動リーダー 1名 (兼務可)
- (5) 部会長 6名 (各部会内で互選) 総務部会は会長が兼務
- (6) 副部会長 6名 (各部会内で互選) 総務部会は副会長 (連絡区長) が兼務
- (7) 監事 2名 (上川崎監事・安居監事)
- (8) 事務局員 若干名 (交流センター管理者、地域指導員等)

2 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。役員が途中退任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に顧問、参与を置くことができる。ただし、顧問、参与は総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。

2 副会長は、担当職務を分担し、併せて会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部会長は、それぞれの会の活動を推進する。

4 副部会長は、それぞれの長を補佐し、それぞれの長に事故あるときはその職務を代理する。

5 監事は、協議会の事業及び会計を監査し、また役員会に出席して意見を述べる。

6 事務局員は、協議会の庶務会計や運営について、事務を行う。

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会、部会とし、総会及び役員会は会長が招集し、部会はそれぞれの長が招集する。

2 やむを得ない理由のため、会議を招集できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面及びインターネットをもって表決することが出来る。

3 会議の議長は、招集者が当たる。

4 その他必要と認めたときは、有識者の参加を求めることができる。

(会計)

第10条 協議会の経費は、交付金、会費 (負担金)、寄付金、補助金等をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約を変更しようとするときは、総会で出席者の過半数の承認を得なければならない。

2 この規約に定めのない事項について、必要と認めるときは、役員会に諮って別に定めることができる。

附 則

第1条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。